

令和 6 年度長野県医師国民健康保険組合 保険料賦課額（月額）

	全被保険者			40 歳以上 65 歳未満の被保険者	
	① 医療給付費分 (均等割額)	②後期高齢者 支援金等分 (均等割額)	合 計 (①+②)	③介護納付金分 (均等割額)	合 計 (①+②+③)
第一種組合員 (医師組合員で、 特別組合員を除く)	35,000 円	5,000 円	40,000 円	6,000 円	46,000 円
第二種組合員 (従業員)	12,000 円 従業員負担 6,000 円 事業主負担 6,000 円	注1 5,000 円	17,000 円 注2 従業員負担 11,000 円 事業主負担 6,000 円	注1 6,000 円	23,000 円 注2 従業員負担 17,000 円 事業主負担 6,000 円
世 帯 員 (第二種組合員家族 を含む)	9,500 円	5,000 円	14,500 円	6,000 円	20,500 円

注1 後期高齢者支援金等分保険料及び介護納付金分保険料の事業主負担は、事業主の立場で保険料を一部負担することは差支えないものと考えております。

注2 従業員負担分の保険料額は、後期高齢者支援金等分保険料 5,000 円と介護納付金分保険料 6,000 円を全額従業員が負担した場合の合計です。

☆上記保険料は毎月 22 日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、ご指定の銀行口座から振替させていただきます。残高が不足していますと振替不能となり、組合より、直接振り込みをお願いする場合がございます。